

**保育者養成課程における保育ソーシャルワーク教育の課題  
-「施設実習」の保育ソーシャルワークにかかる  
カリキュラムからの考察-**

中田 喜一・佐々木 徹雄・吉森 恵

**Issues in Child Care Social Work Education  
in Child Care Worker Training Programs:  
A Study of the Curriculum for Child Care Social Work  
in “Facility Practice”**

Kiichi Nakata, Tetsuo Sasaki, Megumi Yoshimori

**神戸医療福祉大学紀要 第22巻 第1号**

(令和3年12月)



## <研究ノート>

# 保育者養成課程における保育ソーシャルワーク教育の課題 －「施設実習」の保育ソーシャルワークにかかるカリキュラムからの考察－

中田 喜一・佐々木 徹雄・吉森 恵

## Issues in Child Care Social Work Education in Child Care Worker Training Programs: A Study of the Curriculum for Child Care Social Work in “Facility Practice”

Kiichi Nakata, Tetsuo Sasaki, Megumi Yoshimori

In recent years, attention has been focused on the importance of children’s rights to protection and the right to express opinions.

We analyzed textbooks with the aim of clarifying how the educational content of child care social work is treated in “facility practice” of the child care worker training course.

In those textbooks, there are issues in both the quality and content of the description of childcare social work.

Child care social work skills and ethics are required of childcare workers.

However, that requirement is not fully reflected in the curriculum for child care worker training.

**Key words** : Institutional practice, childcare social work, social care, child care facilities, Childcare Provider Training Curriculum

施設実習、保育ソーシャルワーク、社会的養護、児童養護施設、  
保育者養成カリキュラム

### 1. 問題の所在

保育士資格について、指定保育士養成施設では、開講科目等の基準や教授科目内容等が定められており、保育実習についても同様に「保育実習実施基準」(表1)が示されている。その内訳は、「保育実習Ⅰ」必修科目4単位(保育所実習2単位・施設実習2単位)「保育実習Ⅱ」必修選択科目(保育所実習2単位)、「保育実習Ⅲ」選択必修科目各2単位(保育所以外の施設実習)となっている。

このように保育士資格の基準の中心の一つに位置づけられている施設実習ではあるものの、その事前の学習、特に社会福祉関連科目の学習が不足しがちであるという課題が存在する。その背景の一つには、「保育所保育」に関わる学習への偏りが指摘されている<sup>1)</sup>。例えば、A養成校では社会福祉士の受験資格も必要な単位を取得すれば得ることができるため、保育士資格と社会福祉士の受験資格の両方を得て将来保育所以外の児童福祉施設の職を考えている学生も一定数いる環境

(表1) 保育実習実施基準

第2 履修の方法

1 保育実習は、次の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別 (第1欄)	履修方法 (第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設におけるおおむねの 実習日数	
保育実習Ⅰ (必須科目)	4単位	20日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必須科目)	2単位	10日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必須科目)	2単位	10日	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

- (A) …保育所、幼保連携型認定子ども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (B) …保育所又は幼保連携型認定子ども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
- (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定子ども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）

備考2 保育実習Ⅰ（必須科目）4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定子ども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び（A）に掲げる保育所又は幼保連携型認定子ども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

であるが、各養成校によっては、保育士資格以外に取得できる資格の組み合わせも異なり、保育所保育士のみを卒業後のイメージとして持っている学生が多いことも珍しくないだろう。しかし、保育士という国家資格の意義と役割について考えるとき、保育実習を含む保育士養成課程のカリキュラムが、「保育所保育」ばかりを中心に据えてしまいがちであるという現状の課題は無視できるものではない。中山は、「保育士養成課程や社会福祉士養成課程における保育所保育以外の、子どもを対象とした児童福祉施設で専門職としての働きが期待できるカリキュラムが用意されていない」と指摘する<sup>2)</sup>。国家資格である「保育士」は、保育所だけではなく、施設で生活する子どもの養護にも関わる専門性を有しており、児童福祉や福祉の現場で幅広く活躍できる福祉職であることを踏まえた上で、養成校における教育内容について問い直し続けていく必要がある。

全国児童養護施設協議会が令和3年（2021年）に示した『今後の児童養護施設に求められるもの』<sup>3)</sup>は、

「令和2年度児童養護施設の役割・機能に関する調査」をまとめた報告書である。その中では、近年、特に求められてきている児童養護施設の高機能化および多機能化の波を前にして、「個別的養育機能」「支援拠点機能」「地

域支援機能」という3つの機能が児童養護施設の基本構造として位置づけられている。時代の変化を受けて児童養護施設職員に求められる専門性も高まってきていることも示されている。

全国児童養護施設協議会は、平成29年に『改訂 児童養護施設の研修体系 一人材育成のための指針—』<sup>4)</sup>を示した。この研修体系では8分野の専門領域と6階層の育成レベルによって目標とされる研修内容が示されている。6階層の育成レベルは「入職前職員」「新任職員」「中堅職員」「上級職員」「基幹的職員」「施設長」であるが、この内で実習生に最も近い位置にある「入職前職員」の項のみを抜き出したものを表2に示す。

この入職前職員の研修内容からは、施設に入職する前に保育士養成校において学生が学ぶべきことが見えてこよう。しかし、養成校において、このような学習が施設実習の前後にどれほどなされているか、という点については課題がある。例えば、施設実習に臨む以前の施設理解が不十分となりがちであることが指摘されている。多田内・重永は、ある短大の保育士養成課程における施設実習を終えた学生へのアンケート調査を行っている<sup>3)</sup>。この調査において、入学時から施設への希望を持っていた学生はわずかであり、大半の学生は施設への就職を考えていなかった状況が

(表2) 入職前職員の研修内容

領域	①人材育成の基本	②資質と倫理	③子どもの権利擁護	④知識	⑤子どもの支援技術	⑥チームアプローチと機関協働	⑦家族支援	⑧里親・ファミリーホーム支援
入職前職員(Lv.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の児童福祉の概況と社会的養護の概況を知る。</li> <li>児童養護施設の現状と課題について理解する。</li> <li>人材育成の重要性を知る。</li> <li>SVを受けることの意義を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康について理解し、自分自身の健康管理ができる。</li> <li>基本的な生活を営むためのスキル（食事、洗濯、掃除、その他）の習得。</li> <li>基本的な社会的スキル（接遇など）の理解。</li> <li>自分の個性や特技を理解し、子どもとの関わりに活かすことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利擁護について理解する。</li> <li>子どもに対する不当な扱いについて理解する。</li> <li>守秘義務と必要な情報共有について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利条約・社会的養護の基盤となる法制度。</li> <li>身体的発達について。</li> <li>心的発達について</li> <li>家族に関する理論や知見。</li> <li>生活の営みに関する基本的な知識。</li> <li>社会的養護の現状等に関する基本的な知識。</li> <li>生涯発達についての理論や知識。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康的な生活の営みについて基本的な技術を身につける。</li> <li>傾聴、共感、肯定的評価など基本的姿勢を理解する。</li> <li>アセスメントの意義について理解する。</li> <li>カンファレンスの意義について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チームアプローチについて理解する</li> <li>社会的養護に携わる専門職について理解する。</li> <li>児相を中心に社会的養護と連携する機関について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族に対する基本的な対応を身につける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭養護について理解する。</li> <li>里親制度について理解する。</li> </ul>

報告されている。そして、施設実習を終えた学生のお大半は「施設に対する理解が深まり意識の変化があった」、また施設実習を通して「施設保育士の仕事、活動に理解が得られた」と述べる。この施設実習後の学生の意識変化から、施設実習の意義と効果について評価がなされている。しかし、この調査結果を受けて、杉浦・岩崎は、「しかし、この結果は裏を返せば、施設実習に臨む前の学生は、「保育所以外の児童福祉施設等に関する理解を十分に得ていない」ことを明示していると捉えることもできる。」と、指定保育士養成施設における保育者養成のカリキュラムにおいて、社会福祉関連科目の学習が課題となりやすいということを指摘している<sup>4)</sup>。

A 養成校では「保育実習Ⅰ」のうちの「施設実習」を児童養護施設で実施している。児童養護施設での実習は、入所施設という児童の生活の場ではあるが、その中で、宿泊を伴うもの、さらには夜勤や宿直等これまでに経験したことのない状況に直面することもあり、施設実習に対して漠然とした不安を抱える学生も少なからずいる。こうした学生の抱える不安の中には、養成校における実習の事前の学習内容を工夫することによって、解消される可能性もある。

### 保育ソーシャルワークと保育士養成施設の カリキュラムについて

「新しい社会的養育ビジョン」において近年、社会的養護の文脈から、子どもの最善の利益あるいは意見表明権といった当事者主体の保育ソーシャルワークのアプローチが注目されてきている。また、保育所でも同様に保育ソーシャルワークは求められており、施設保育士だけではなく保育士養成施設のカリキュラムにおいてソーシャルワークの技術や倫理を修得することが求められている。

塩野谷によると、「保育ソーシャルワークの担い手については、園長・副園長等の保育施設の管理職か、保育者以外の社会福祉士等の資格を持つ者かなど、様々な可能性があるが、いずれにせよ施設保育士に限らず、子どもの貧困や虐待等が重大な問題となっている今日の社会では、保育所保育士も、そして幼稚園教諭も新たに学び、あるいは学び直す必要がある<sup>5)</sup>」とされている。

また、塩野谷によれば当時の厚生労働省保育士養成課程等検討会資料「保育士養成課程の改正内容について」にも「保育との関連でソーシャルワークの基礎的技術を習得する」と指摘されている。

「社会的養護」と「社会的養護内容」も、時を同じくして生まれた科目である。前者はそれまでの「養護原理」、後者は「養護内容」の科目名の変更とされる。これら2科目が保育士養成上、近年設けられたものであることが注目される。ところで「養護内容」は、1970年に保育士養成課程に選択必修科目として登場した。その後2001年に必修科目となり、しかし単位数は2単位から1単位に削減されている。当時の保育士養成課程等検討委員会の議論では、「保育所以外の児童福祉施設における保育士としての専門性の確保など時代のニーズに合った科目の強化」を図ったものとされた。すなわち「養護内容」の必修化は、『施設保育士』の専門性を確保するためであり、『演習』という授業形態によってその具体的な理解を求めたものであった。

今日、保育士養成段階では、教科目の中にソーシャルワークについて理解を求めるものが含まれていることは間違いない。しかしながら、すべての保育士に必要な専門的力量的の一部として十分に認められているかといえ、疑わしい状況にある。

## 施設実習のソーシャルワーク的性質と専門職教育

上述のように、現在の保育士養成施設のカリキュラムにおいてソーシャルワークについて理解を求める科目が増えてきている現状があるが保育士に求めるソーシャルワークについて理念上はその姿が曖昧なままであるという指摘もされている。丸目によれば、児童福祉法は1997（平成9）年の改正の際に「保育に関する相談に応じ、助言を行うこと」が努力義務となり、さらに2003（平成15）年の改正により「保護者の保育に関する指導」が保育士の業務内容として、新たに追加された。また、2008（平成20）年に改訂された保育所保育指針の中でも、保育所の役割として入所児童の保護者および地域の子育て家庭に対する支援が追加され、保育士の役割の1つとして明記された<sup>1)</sup>。また、丸目は保育ソーシャルワークには”現場”がないと指摘している。それは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に、ソーシャルワークを担う者について位置づけがないため、保育士もしくはその他の職員が専任としてソーシャルワークを行っている状況が成立しにくい状況から生まれている<sup>6)</sup>。

つまり、保育士養成課程には施設保育士の教育カリキュラムが存在し、その意味でソーシャルワークの指導がすでに行われてきているが、明確に「これが保育ソーシャルワークである」といったようなソーシャルワークという定義づけがなされていないのと同時にソーシャルワークを行う人々（特に保育所）が不在のため全体的なコンセンサスとして保育士に保育ソーシャルワークの担い手となる意識が欠如している状態なのである。しかし、児童福祉法では、相談援助も要求しており保育士養成課程のカリキュラム上では、ソーシャルワークが求められているのにも関わら

ず、それが保育者養成カリキュラムとして全体的に無矛盾な状態で取り扱われていないのが現状である。それでは、保育ソーシャルワークの定義が確定しないまま見切り発車でカリキュラムに組み込まれているとしたら、どのようにその実践の場である「施設実習」の内容に組み込まれているのかを明らかにしたい。つまり、保育ソーシャルワークの定義に論者ごとの相違があるにもかかわらず、実際には保育者養成カリキュラムですでに教育されている現状があり、その形式がどのような記述でなされているのかを次節以降で明らかにする。

## 2. 分析対象資料について

本節では、保育士養成課程のカリキュラム上で保育ソーシャルワークがどのように取り扱われているのかを比較検討するために、以下8冊の「施設実習」に関するテキストを分析対象とする。

テキスト選定の基準としては、保育士養成あるいは社会福祉士の養成シリーズが出ており、大学や短期大学の保育士養成校でも利用されている代表的な出版社のものを分析資料とした。また、近年では、保育士養成の実習のテキストのうち、「施設実習」と「保育所実習」とを分けて出版されているものもある。本論では、施設実習のテキストの比較のみを行っている。その理由としては、「保育所実習」のテキストでは、保育ソーシャルワークの必要性がほとんど記述されておらず、子育て支援に限定したような記述になっていることが多いからである。また、保育所保育指針にも2か所程度しかその記述が出現しておらず、それは子育て支援の記述に偏っている。

施設実習は、保育ソーシャルワークの指導

において、欠かせない科目となっている。なぜなら、施設実習においては「施設保育士」の技能的側面に焦点を当てた記述が多くなっているからである。前節までに、保育ソーシャルワークの対象となるイメージがカリキュラム上そして学生においても明確に確立されていないと指摘したが、代表的なテキストにおいて「ソーシャルワーク」という記述がある部分を抽出したところ、それらの記述保育ソーシャルワークが実体化されていないことが明らかになった。

また、施設実習の目的自体が保育士の学びに必要不可欠な科目として学生に理解されていない現状がある。それゆえ、施設実習の目的と意義についてどのように記述されているかを以下の表3の8冊から抽出した。

その結果としては、実習内容と関連して保育ソーシャルワークがどのような意義があるのかといったことについて、8冊中5冊であり

ほとんどあるいは全く言及されていなかった。言及されているものでも「保育ソーシャルワーク」について数行程度しか記述されていない。ただし、全国社会福祉協議会によるテキストでは、保育ソーシャルワークとケアワークの相違点を抑えつつ1章を割いて記述されている。また、ソーシャルワークを施設実習に行くための目的として記述されているテキストも散見された。現状の課題として、まずカリキュラムのレベルにおいて保育ソーシャルワークどころかソーシャルワークの必要性の理解をさせるような記述さえもないことが挙げられる。また、施設実習の目的と意義についても保育ソーシャルワークの考え方や技法を反映させた記述がほとんど見られないのが現状である。つまり、「なぜ、保育士は児童福祉法に規定される施設で実習するのか」という説明が、多くのテキスト内で十分に示されていない。このことは、学生が実習

(表3) 分析対象資料

	タイトル	出版年	著者名
同文書院	Let's have a dialogue！ワークシートで学ぶ施設実習	2020年	和田上貴昭・那須信樹・原孝成 編著
萌文書林	より深く理解できる施設実習	2020年	松本峰雄 監修 藤京子・増南太志・中島健一朗 著
中央法規	保育実習	2019年	近喰晴子(編集), 寅屋壽廣(編集), 松田純子(編集), 児童育成協会(監修)
福村出版	保育者の資質・能力を育む 保育所・施設・幼稚園実習指導	2019年	榎英子(著, 編集), 齊藤崇(著, 編集), 江津和也(著, 編集), 桃枝智子(著, 編集), 柏女靈峰(監修)
同文書院	知りたいときにすぐわかる 幼稚園・保育所・児童福祉施設等実習ガイド	2014年	石橋裕子、林幸範
全国社会福祉協議会	保育専門職と保育実践——保育実習/保育内容の理解と実践	2019年	『最新 保育士養成講座』総括編纂委員会(編集)
ミネルヴァ書房	保育・教育実習	2020年	大豆生田啓友(編集), 三谷大紀(編集), 松山洋平(編集)
みらい	保育士をめざす人のための施設実習ガイド	2020年	保育士をめざす人のための施設実習ガイド



前教育において感じる不安につながる要因の一つであろう。施設実習に行くことの意義を理解した上で実習に臨み、より実践的に保育ソーシャルワークを理解していくためには、学生が他の授業で学んだ知識等を、施設実習の意義や保育ソーシャルワークの現代的必要性の観点に結びつけ、位置づけなおしていくようなテキストの記述内容も重要である。

それでは、次節において、以下、表4に詳しくリスト化したテキストの比較データを概観しつつ、いかに施設実習と保育ソーシャルワークの技法や倫理に関する記述内容がリンクされていないかといった課題を明らかにしたい。

### 3. テキストの横断比較の分析結果

前述のように8冊のテキストの内、5冊で実習内容と関連して保育ソーシャルワークが記述されている。その5冊のテキストは、同文書院、中央法規、全国社会福祉協議会から出版されているものである。それぞれのテキストの内、本論文で対象となる箇所について抜き出し、比較したものが表4である。

まず、同文書院から出版されているテキストでは、「社会的養護を担う施設の各運営指針を踏まえて、家庭的養護の推進、治療的支援の実施、アドミッションケアからアフターケアまでの継続した支援」という記述があるように、施設に入所する子どもに関して入り口から出口までのケアを行っていく必要性が記述されている。また個別のニーズにも対応するような形で、「対象の年齢や発達、福祉ニーズの違いに応じて生活支援および家庭支援を行う」と書かれている。ソーシャルワークという記述はないものの、退所後の調整や家庭支援まで含めるとソーシャルワークの技法を保育士にも求めているような記述になっ

ている。

中央法規から出版されているテキストには、「子育て家庭への支援や地域レベルでの子育て支援、子どもが健やかに育つための地域社会環境の整備等が求められている。こうした職務は、いわゆる「ソーシャルワーク」の実践と考えることが出来る」とあるように、子育て支援中心の記述が記載されている。これは、保育所保育指針解説にあるソーシャルワークと記述部分が子育て支援に影響しており、反映したのだと考えられる。つまり、施設保育士たる児童福祉法に規定する保育ソーシャルワークの実質的な内容が書かれておらず、特別なニーズをもつ社会的養護が必要な子どもに対してのアプローチや配慮等が記述されていない内容になっている。

全国社会福祉協議会によるテキストでは、「地域のすべての子どもと保護者の代弁者としての意識をもつことも重要である。～中略～保護者の代弁者となり、保育内容や制度を充実していくようなはたらき（ソーシャルアクション）につなげる必要もある。」とあるように、保育内容のみならずソーシャルアクションといったような地域資源の開発や調整といった役割が保育士に課せられているということが明確に記述されている。また、「子ども達は親の家庭で暮らすことを夢に見ている。そのために児童福祉施設等では、生活支援だけでなく、家族再統合に向けたファミリーソーシャルワークも施設では重要な任務となる。～中略～子どもや利用者にとって、施設外や事業所外の諸資源との関係が、施設入所時やサービスを利用する時点、その後の施設生活やサービス利用中の暮らし、そして施設を退所した後などの生活の質に大きくかわってくる。そのため施設内だけではなく、外に働きかけて社会資源を活用し、個々の環境を調整するソーシャルワークがケアワーク

(表4) 各資料の記述内容

出版年	出版社	タイトル名	ソーシャルワークへの言及	施設実習の必要性への言及 (意義・目的等)
2020年	同文書院	Let's have a dialogue！ ワークシートで学ぶ施設実習	「ワークシートで学ぶ施設実習」では、厚生労働省が示す、社会的養護を担う施設の各運営指針を踏まえて、家庭的養護の推進、治療的支援の実施、アドミニケーションからアフターケアまでの継続した支援などが求められている (p.14) 保育士は、保育所だけでなく、社会的養護を担う施設や障害のある子どもを対象とした施設などで生活支援をする専門職です。ですから、対象の年齢や発達、福祉ニーズの違いに応じて生活支援および家庭支援を行う専門性を保育士は持つことが求められます。(p.50)。	実習の最大の目的は、主に保育士の子どもや利用者に対する関わり (指導や援助の実際など) を通して、保育実践という具体的な「事実」を学ぶことです。(p.11)。 施設で行われている子育て支援活動や保護者への支援活動の実際には、現代社会における保護者の子育てを支える施設役割について理解する必要があります。施設における子育て支援の基本となる考え方は、保護者や地域の関係機関と連携のもと、①「利用者/者の最善の利益を考慮し、利用者/者の福祉を重視」すること、②保護者と共に「利用者/者への愛情や成長を喜ぶ気持ち」を共有することです。とりわけ、乳児院等における子育て支援には、①施設に入所している子どもへの保護者に対する支援と、②地域における子育て家庭への支援も存在します (pp.11-12)。 施設で保育や養護にかかわる職員の方々と一緒に働くためには、チームの一員として連携や協同的な姿勢が必須となります。国家資格である保育士の資格取得を目指す学生においても、これまでに以上に子どもや利用者の人権に配慮し、守秘義務を遵守し、体罰などの禁止、性差別による固定的な性別役割分業を与えないなど、専門職としての倫理観に基づいた実習を意識しなくてはなりません (p.12)。
2015年	萌文書林	より深く理解できる施設実習		1. 「保育士が勤める現場は、保育所だけではなく」という現実 養成校の様々な科目を学ぶ中で、入学前こそ保育所保育士を志していたものの、施設について学び、また施設実習を経験することで、施設への就職を目指す学生が例年数多くいます。～中略～このようにいまままで知らなかった「自分の専門性を活かすことのできる分野」を知るといふ意味では、施設実習はあなたの視野を、そして就職先の候補を広げることにより、大きく影響する体験であると云えるでしょう (p.6)。

出版年	出版社	タイトル名	ソーシャルワークへの言及	施設実習の必要性への言及（意義・目的等）
2019年	中央法規	保育実習	<p>保育士には子どもと直接かかわる「保育」を行うだけでなく、福祉専門職として、子育て家庭への支援や地域レベルでの子育て支援、子どもが健やかに育つための地域社会環境の整備等が求められる「ソーシャルワーク」の実践と考えることが出来る (p.17)。</p>	<p>2. 「保育所保育士には、施設についての理解が不可欠」という現実                  養成校を卒業して保育の現場に入る人の圧倒的多数は、やはり保育所および幼稚園に入ります。しかし近年は、むしろ保育所および幼稚園に従事する人こそ、施設における福祉サービスやその実態、入所（通所）児童やその家庭が抱える課題などについて、理解しておくことが求められています。～中略～保育所や幼稚園は児童虐待対応の専門機関ではありませんが、児童虐待にいち早く気づき、子どもたちを救う場であると言えます。ということは、被虐待児が数多く措置されている児童養護施設や母親へのDVという間接的な形で心理的虐待の被害に遭った子どもが措置される母子生活支援施設などについて、一定の理解は不可欠です。～中略～国は近年、施設養育から里親養育への転換を図っており、今後里親家庭で生活する未就学児が増える見込みです。その子どもたちの多くが、あなたの勤務先である子ども園等に通園する可能性があるので、児童相談所および児童相談所一時保護施設での一時保護から里親委託までの生活や、乳児院や児童養護施設における里親支援の実際、里親家庭に移る際の状況等について理解しておくことは、子ども園等での支援の質を高めるためにも有用だと言えるでしょう。(pp.6-7)。</p> <p>3. 「福祉ニーズをもつ子どもと、保育所・幼稚園等向き合う」という現実                  保育所に従事するあなたは、児童発達支援センターの保育士から助言指導を受けること、あるいは児童発達支援センターの保育士からの助言指導を受けること、あるいは情報共有する可能性ががあります。保育所等に通園しつつ、並行して児童発達支援センターでの療育を活用するケースもあることから、障害児福祉サービスについて理解しておく必要性は年々高まっていると言えます (p.8)。</p> <p>現在の保育現場では特別な支援を必要とする子どもが増加しており、そのような子どもや保護者への支援が求められている。そのため保育士には、保育の専門性に加え、様々な問題をかかえた子どもや保護者を理解し、適切な援助を行うといった専門性が求められている。～中略～施設で働く施設保育士は、家庭や保護者の何らかの問題や影響を受けた子ども、または障害のある子どもや成人への支援を行っている。～中略～施設実習は、家庭での養護の機会と環境に恵まれない子どもに対する代替の施設、障害のある子どもたちの施設、情緒・行動面に問題のある子どもを養育する施設で行われる。しかし、施設の種別によって、子どもたちの入所前後の生活背景、年齢や発達特性には違いがある。したがって施設実習では子どもたちそれぞれの生活背景、年齢や発達特性について理解を深め、それに応じたかかわりについて学ぶことが重要である。また、子どもの理解に基づき保育士のかかわりを学ぶことで、施設の機能や役割、施設のおかれた地域の状況と連携についても理解することが重要である。さらに、子どもたちとその家族が置かれている状況や環境について知り、学びを深めることで、現在の子ども達を取り巻く社会状況や課題についても考察を深めることが必要である (p.124)。</p>

出版年	出版社	タイトル名	ソーシャルワークへの言及	施設実習の必要性への言及（意義・目的等）
2019年	福村出版	保育者の資 質・能力を育 む 保育所・ 施設・幼稚園 実習指導		<p>保育士資格を取得するためには、国（厚生労働省）が定めたカリキュラムに沿って単位を取得していかなければなりません。その保育実習Ⅰ（施設）と保育実習Ⅲでは保育所以外の児童福祉施設等での実習が定められています。それはなぜでしょうか。保育士が活躍する場は保育所だけではなく、保育所も児童福祉法に定められた児童福祉施設ですが、保育所以外の児童福祉施設、たとえば乳児院や児童養護施設などでも多くの保育士が活躍しています。施設実習を通して理解してほしいのは、①子どもへの生活を支援すること、②多様な専門職が働く場であること、③児童福祉施設への適切な理解、④地域に根づく施設のあり方などです。これまでの学をもとに、児童福祉施設の実践について理解を深めてほしいと思います（p.131）。</p>
2014年	同文書院	知りたいとき にすぐわかる 幼稚園・保育 所・児童福祉 施設等実習ガ イド		<p>施設での実習では、普段かかわることの少ない、さまざまな事情を抱えた子どもたちや障害をもった人と接することになります。偏見など誤った先入観は、実習を実りあるものにはしてくれません。もし自分のこころのなかの先入観の何らかの先入観のようがあると気づいたならば、実習担当の教員との面談などを通して、社会的養護が必要な人達に対し正しく理解できるよう、心の準備を整えておくことも大切な事前学習の1つです。（p.70）</p> <p>保育士資格を取得するためには、保育所だけではなく、児童福祉施設、障害児・者施設など社会福祉施設での実習が必修です。このことを、養成校入学後に初めて知る人が少なくありません。～中略～第1の理由は、保育所が児童福祉施設の1つだからです。つまり児童福祉施設の1つである保育所の専門職となるためには、保育所以外の児童福祉施設での仕事を知らなければならないということです。</p> <p>第2の理由は、保育士が多くの児童福祉施設に配置される職員のなかに含まれているからです。また児童福祉施設だけではなく、障害者支援施設などの福祉施設や高齢者福祉施設などでも保育士は活躍しています。知的障害者を対象とした福祉施設では、職員配置の「最低基準」に保育士は含まれていません。しかし、子どもたちの健やかな成長・発達を促し、声明を守る保育士の専門的な知識や技能は、障害を持つている人たちの療育にも役に立ちます。</p> <p>第3の理由は、今日、保育所においても専門的なケアを必要とする子どもたちが増加しているからです。さまざまな問題を抱えた子どもたちを理解して保育ができるようになるために、高い専門性が求められています。さまざまな福祉施設の実習を通して、子どもへの権利を護り、生活を守って支えていくことの大切さを理解し、子育ての重要性を理解することが、児童・社会福祉施設はもちろろん、保育所での保育につながるからです。（p.71）</p>

出版年	出版社	タイトル名	ソーシャルワークへの言及	施設実習の必要性への言及（意義・目的等）
2019年	全国社会福祉協議会	保育専門職と保育実践——保育実習／保育内容の理解と実践	<p>地域のすべての子どもと保護者の代弁者としての意識をもつことも重要である。～中略～保護者の代弁者となり、保育内容や制度を充実していくようならばたらき（ソーシャルアクション）につなげる必要もある。この場合、主任児童委員をはじめとして、児童相談所や福祉事務所・学校・行政などの関係者と連携・協働することが大切である。さまざまな場面で、社会福祉の専門職である保育士・保育教諭としてソーシャルワーク等の機能も生かしながら、子どもを取り巻く家庭や地域全体に視野を向け、常に子どもたちの福祉の向上を考える意識をもつことが大切である。(p.25)。</p>	<p>施設保護が必要な人々たちとは、当初は生活困窮という問題であったが、日々の糧を得る術をもたない子どもたちは、当然に保護の対象として考えられた。日本では、明治時代に石井十次の岡山孤児院で子どもたちの世話をする仕事に「保母」が活躍していた。やがて戦後、昭和22年（1947）年の児童福祉法制定により各種の児童福祉施設が規定され、さらに翌年の児童福祉法施行令により「保母」は、「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」と示された。このように当初から就学前児童だけでなく、幅広い年代の子どもを保護し、生活支援をするさまざまな児童福祉施設で働くことが期待されていた。(p.254)。</p>
			<p>子ども達は親の家庭で暮らすことを夢に見ている。そのために児童福祉施設等では、生活支援だけでなく、家族再統合に向けたファミリーソーシャルワークも施設では重要な任務となる。～中略～子どもや利用者にとつて、施設外や事業所外の諸資源との関係が、施設入所時やサービスを利用する時点、その後の施設生活やサービス利用中の暮らし、そして施設を対処した後の生活の質に大きくかかわって行く。そのため施設内だけではなく、外に働きかけて社会資源を活用し、個々の環境を調整するソーシャルワークがケアワークと連動し合う仕組みが求められている (p.260)。</p>	

出版年	出版社	タイトル名	ソーシャルワークへの言及	施設実習の必要性への言及（意義・目的等）
2020年	ミネルヴァ書房	保育・教育実習	ソーションワークへの言及 言及なし	<p>・保育実習のなぜ「施設」なの？                      保育士は、「社会福祉の専門職」のひとつです。さまざまな社会福祉専門職が活躍するなかで、「児童福祉施設」という「(原則として)子どものための施設においては、保育士の配置が義務づけられている場合がほとんどで「施設保育士」と呼ばれています。～中略～つまり保育士資格は子どもの施設においてオールマイティな資格と言えます。そのためには「知らない」、「わからない」では済まされません (p.127)。</p> <p>それぞれの生活背景や置かれた環境を含め、個々の発達特性、年齢などを理解したうえで、一人一人の状況に応じたかわりや支援について学ぶことによって、子どもの理解、施設を理解が深まります。施設の子どもの現状を把握することで～中略～自動機のいつ頃に何を身につけることができる～中略～施設においてはいかに推測し、現在において必要な支援が何であるのかを考えます。施設種別ごとに必要とされているそれぞれの専門職との連携によって支援が充実し、改めて保育士の専門性について理解が深まっていくでしょう。子どもは保育士が一人です支えるのではなく、多くの専門職との連携で成り立つものであること、支援のためのチームの一員であることにも気づくことができます (p.131)。</p>
2020年	みらい	保育士をめざす人のための施設実習ガイド		<p>保育士になるために施設実習に行くのはなぜ？                      保育士は、もともとすべての子ども福祉にかかわる専門職です。ですから「児童福祉施設」の設備及び運営に関する基準」にも、保育所だけでなく他の児童福祉施設でも必ず置かなければならない職種として、保育士が明記されています。(p.12)。</p> <p>子どもの権利を擁護する「児童の権利に関する条約」にも掲げられているように、子どもの「最善の利益」を柱としながら子どもを守り、育てる視点をもちることが重要です。(p.12)</p> <p>保育士資格が子どもの福祉の専門職ということとは、広義には、社会福祉全般の専門職ということにつながります。(p.12)</p>

出版年	出版社	タイトル名	ソーシャルワークへの言及	施設実習の必要性への言及（意義・目的等）
				<p>施設実習の目的 施設実習では、援助技術といった直接的な学びに加え、内省しながらじっくり考える姿勢が求められます。自己を知ることを通して、なぜ権利擁護が必要なのか、人間の尊厳とは何か、ノーマライゼーションは実現できているか、施設の社会的役割とは何かなど、自分の課題をみつけ、自分自身の保育士像をつくり上げていくことが重要です。(p.12)</p> <p>包括的な力量・資質を身につける 施設実習は、多くの種別の施設のなかから一つの種別の施設でのみ実習が可能です。特定の施設で学びますが、その学びをその施設特有のものとして考えるのではなく、保育・福祉、さらには人権保障などに共通する学びであると統合して考える必要があるでしょう。このような考えを「ジェネリックソーシャルワーク」といいます。たとえば、障害者支援施設で実習を行った場合、障がいのある成人を支援することになりますが、利用者の言葉にできないニーズや考えをくみ取ったり、代弁したりすることは、どの施設実習で実習を行ったとしても大切にしなければならぬ学びです。このように、特定の施設について深く知るとともに、どのような児童福祉施設に行くことがあっても、どのような子どもにかかわるとしても、同じ視点で支援できる包括的な力量・資質を身につけることが、施設実習の目的といえるでしょう。(p.13)。</p>

と連動し合う仕組みが求められている」とあるように、児童養護施設における家族の再統合や社会資源の開発についても、保育ソーシャルワークの役割として記述されている。また、保育士の役割としてケアワークとソーシャルワークが、分けて挙げられており、両者が連動しつつ支援する必要性まで述べられている。ケアワークとソーシャルワークという2つの役割に分けた記述は、他のテキストにはない最大の特徴となっている。つまり、子どもを支援することにおいてただ単にソーシャルワークの環境の調整だけではなく、子ども個別の支援においてケアワークも重要だと述べているのである。

これらのテキストの記述に共通していることは、個別ニーズあるいは特別なニーズを満たすために環境の整備や調整を行う必要があるということを描いていることである。つまり、ここでいうソーシャルワークとは、子どものみならず、地域や家族といった環境要素も含めて支援する必要性を含んだものだという事である。

また、表4の右欄において、各テキストの施設実習の必要性に関する理由や根拠に関する言及（意義・目的等）の箇所を示した。これらの箇所の内、保育ソーシャルワークを理解する上で、有機的に連関した記述内容になっているかどうか重要である。この点については、各テキストにおいて分量を割いて記述している傾向が見受けられる。本論文で対象とした「施設実習」のテキスト全8冊の全てに、共通している部分も多い。共通点としては以下の3点を挙げることができる。

1. 厚生労働省で定める保育士養成施設のカリキュラムであるという理由
2. 児童福祉法により規定された児童福祉施設に配置されているという理由

3. 保育所にも福祉ニーズをもった子ども・家族がいるという理由

この3点の観点から記述しているテキストが大半である。その一方で、全国社会福祉協議会のテキストにおいては、児童福祉施設の歴史の変遷が記述されており、明治時代あるいは昭和時代においては生活困窮という社会的背景があったという説明がなされている。「なぜ保育士になるために施設実習にいかなければならないのか」という点において、現代的な座標軸だけではなく、このような歴史的な軸も記述したほうがより立体的に学生の施設実習に関する必要性が理解出来ると思われる。そして、元々保育士は、生活支援を含めて福祉的ニーズを抱えた人々を対象としたソーシャルワーカーであったという理解にもつながるだろう。

また、ミネルヴァ書房のテキストにおいては、ジェネリックソーシャルワークと関連付けた施設実習の必要性について言及されている。施設実習においては、児童福祉法に定める児童福祉施設のうちのいずれかの施設で実習を行う。たとえば、ある学生が児童養護施設に実習に行くとしても、児童養護施設だけに通じるソーシャルワーク技法を学びに行くのではなく、児童福祉施設全体あるいは福祉施設全体に通じるスキルを獲得可能であるという考え方である。つまり、特定施設の個別の事情だけではなく、アドボカシーやエンパワメントを含めた技法は障害や施設の種別を横断したスキルであるという理解を促している内容が記述されている。

#### 4. 考察

前節において、複数のテキストを概観したが、現状においては、保育ソーシャルワーク



の技法や考え方が、「新しい社会ビジョン」や「今後の児童養護施設に求められるもの」に表されているような社会的養護の文脈の中で、十分に反映されていないと解釈できる。現段階においては、保育ソーシャルワークの観点を、施設実習に関わる教育に取り入れるための環境が十分に整っていないことが、使用されているテキストの内容から指摘できよう。このことは、施設実習の中で保育ソーシャルワークを学ぶのだというイメージを、学生が想定しづらくなることと無関係ではない。しかし、保育士はあくまで児童福祉法に基づく国家資格であり、その資格取得のために本来はソーシャルワークを基礎とした実践が行われる必要がある。したがって、保育ソーシャルワークとは論者によって多義的であるが、そこでは、保育士に求められるケアワークの部分と、ソーシャルワークの専門性の部分を併せ持った技能と倫理を身につけることが必要であると思われる。それは、小川が指摘するように、保育士養成課程を卒業して保育士となる学生は、ソーシャルワーカーとして「連携機能、処遇機能、治療機能、教育機能、保護機能、ケアマネージャー機能」といった機能性を有していることを理解することである。<sup>7)</sup>小川も指摘しているが、いまだ保育ソーシャルワークは、それらの最大の経験の場である施設実習のカリキュラムに十分に取入れられていない現状にある。

## 5. まとめ

ソーシャルワークが保育に求められている現状はあるものの、実際にはそれが保育士養成のカリキュラムに反映されていないことが本研究において確認できた。保育士養成に必要な実践教育の場である施設実習に焦点を当て、保育ソーシャルワーク、およびその目的

や意義がテキストにどのように記述されているかを比較検討した。

結果として代表的な施設実習のテキストにも、これが保育ソーシャルワークであるという学生が了解可能な形式として記述されていないまたは、記述の質・内容ともに十分ではないことが判明した。また現状において、保育士養成課程では、学生自身もただでさえ保育士という存在を保育所保育士だけに限定しがちであるため、保育ソーシャルワークの実践の場のイメージが保育士養成課程において明確化・具体化されていない。

また、「施設実習」のテキストの分析を通じて、全体的に、どのテキストもケアワークとソーシャルワークの違いをさほど意識しているようには思われなかった。もちろん、このような二分法で保育全体を語ることに對しては慎重にならねばならない。しかしその一方で、保育ソーシャルワークを導入するならケアワークとの比較で考えるほうがより一層理解が深まるだろう。端的に、「保育士には家族への支援も必要」、「子どもの最善の利益をするために意見表明権を担保せよ」といったところで学生も理解しづらいことが想定される。それよりは、「保育においては個別のケアも必要だけれど、家族や関係者との意見の調整といったソーシャルワークも必要である」といったように、両者をまず分けてそれぞれの特徴の違いを意識しつつ、保育士に求められるソーシャルワーク的な機能が学ぶほうが良いと考える。また、そのことは現在働いている現場の保育者にも求められるだろう。その意味で、保育ソーシャルワークを今後、実質的な形で保育士養成課程のカリキュラムとしていくのは学内のカリキュラムの見直しのみならず学外への啓発を必要としている。つまり、早急に保育士養成校の教育の中で保育ソーシャルワークの具体化が望まれる

とともに、保育ソーシャルワークの教育実践をアカデミズムのみならず現場の個々の保育士や実習指導者にも理解して頂く必要がある。その意味で保育養成課程の教員に課されている課題は多いといえる。

## 参考文献

- 1) 金仙玉：保育士養成校における「施設実習」指導の在り方検討—改正児童福祉法を通して—、瀬木学園紀要、14、32、2019
- 2) 中山正雄：施設実習と保育士養成の課題『実習指導センター実践報告書』vol.6 2013年度、白梅学園大学・白梅学園短期大学実習指導センター、18-25、2014
- 3) 多田内幸子・重永茂：施設実習に関する本学幼児教育学科学生の意識調査、久留米信愛女学院短期大学研究紀要、36、55-61、2013
- 4) 杉浦誠・岩崎桂子：保育者養成における指導上の課題：保育実習指導のミニマムスタンダードから、帝京短期大学紀要、20、33-41、2018
- 5) 塩野谷齊：保育者の研修と保育ソーシャルワーク教育、保育ソーシャルワークの制度と政策、晃洋書房、2018
- 6) 丸目満弓：保育者養成におけるソーシャルワーク教育、日本保育ソーシャルワーク学会編、改訂版 保育ソーシャルワークの世界—理論と実践、晃洋書房、109-12、2018
- 7) 小川恭子：児童養護施設保育士に求められるソーシャルワーク機能：日常生活支援を通して、藤女子大学人間生活学部紀要、(52)、91-99、2015